

## 公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年2月5日

今治市長 徳永 繁樹



## 記

## 1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班 ・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存 続期間	備考
田之尻1	今治市菊間町田之尻176番	639-61-1.3	山林	0.98 (0.42)	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町田之尻225番	639-89	山林	0.27	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町田之尻261番1	639-100	山林	0.37	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町田之尻318番1	639-118-1.2.3	山林	0.52 (0.24)	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町田之尻331番	639-126	山林	0.16	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町田之尻352番	639-146	山林	0.23	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町田之尻365番1	639-151	山林	0.19	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町田之尻434番1	639-214	山林	0.15	公告の日から 2030.3.31まで	
	今治市菊間町田之尻443番	639-175	山林	0.08	公告の日から 2030.3.31まで	

2 縦覧場所 今治市農林水産課、今治市のホームページ

3 本公告により、今治市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。